

アメリカの遺産税をめくって

野村 容 康

二〇〇一年六月、アメリカではレーガン政権以来、実に二〇年ぶりとなる大型減税法 (Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001) が成立した。これにより二〇〇一年までの一〇年間で一兆三五〇〇億ドルにも上る減税が実施されることになっているが、とりわけ注目されるのは、この税法にアメリカの相続税とも言すべき遺産税 (estate tax) の段階的廃止が含まれていることである。遺産税の廃止法案は、クリントン政権の間でも議会で可決されたことがあ

るが、これまで大統領の拒否権によって阻止されてきた。そうした経緯からすると、今回の廃止決定は、遺産税そのものを否定する共和党の長年の主張がブッシュ政権の誕生によりようやく実現したものと見られるかもしれない。

ただし、注意しなければならないのは、今回の減税法があくまでも時限措置であり、遺産税も二〇〇一年の一課税年度に限って廃止されるにすぎないことである。つまり、今後修正法案が成立しない限り、二〇〇一年には二〇〇二年の遺産税制に復帰することになっているのである。もちろん、この点に関して共和党議員の多くが二〇〇一

年税法の恒久化ないし延期を目論んでいる。しかし、最近の財政収支の悪化や今後の社会保障関係費の増大などにより長期的な減税を行う余裕がなくなりつつあるなかで、実際に恒久化の修正法案が成立するかは微妙な状況と見られている。⁽¹⁾

いずれにせよ、遺産税については、必ずしも今回の税制改正によって「恒久的廃止」と決着したわけではなく、その存廃をめぐることは今後とも様々な論議を呼び起こすのは必至と思われる。本稿は、このようなアメリカの遺産税に焦点を当て、この税に関するいくつかの論点をサーベイしながら、今回の遺産税廃止とその租税政策上の根拠について考えてみたい。

一、歴史的背景

アメリカにおける最初の資産移転税は、一七九

七年にフランスとの海上戦争の費用を調達する目的で創設された、遺産の受取りと遺言書の検認に対する印紙税 (stamp tax) であつたとされる。

一八〇二年にこの税が廃止されて後は、南北戦争時に短期間、受贈者にかかる相続税が採用されただけで、今日のような遺贈者ベースの遺産税が実施されるようになったのは、第一次大戦中の一九一六年からである。ただし、このときは死亡時の財産移転のみが課税対象とされ、一九三二年になつてようやく生存中の贈与も別建てで課税されるようになった。

その後、生前贈与を通じた遺産税逃れに対する批判が高まるなか、一九七六年の税制改革法は、従来の遺産税・贈与税の制度を抜本的に改めた。

第一に、遺産税と贈与税を統合したうえで、両者に共通の税率構造 (統一移転税率) を適用することにした。第二に、遺贈・贈与を問わず生涯で一

アメリカの遺産税をめぐる

表1 資産移転税率と控除額の推移

	遺産税控除額	GSTT 控除額	贈与税控除額	適用最高税率
01年	\$ 675,000	\$ 1,060,000	\$ 675,000	55%
02年	\$ 1,000,000	\$ 1,100,000	\$ 1,000,000	50%
03年	\$ 1,000,000	\$ 1,100,000	\$ 1,000,000	49%
04年	\$ 1,500,000	\$ 1,500,000	\$ 1,000,000	48%
05年	\$ 1,500,000	\$ 1,500,000	\$ 1,000,000	47%
06年	\$ 2,000,000	\$ 2,000,000	\$ 1,000,000	46%
07年	\$ 2,000,000	\$ 2,000,000	\$ 1,000,000	45%
08年	\$ 2,000,000	\$ 2,000,000	\$ 1,000,000	45%
09年	\$ 3,500,000	\$ 3,500,000	\$ 1,000,000	45%
10年	廃止	廃止	\$ 1,000,000	35%(贈与税のみ)
11年以降	\$ 1,000,000	\$ 1,060,000	\$ 1,000,000	55%

(出所) R.J. Berry Jr., M.B. Kennedy and B.S. Kent (2001) *Guide to the New Tax Law*
PricewaterhouseCoopers, p.60.

定の控除額を認める、いわゆる「累積課税方式」を導入した。第三に、信託を利用するなど世代を飛び越した財産移転による税逃れを防ぐために、通常の遺産税に加えて課される「世代飛び越し移転税 (generation-skipping transfer tax; GSTT)」を創設した。これら一連の改正により、現行の連邦統一移転税制 (federal unified transfer tax system) の基本的枠組みが整備されることになったのである。

一九八一年の経済再建税法は、生涯控除額を一七五〇〇〇ドルから六〇万ドルに、年々の贈与にかかる控除額を三〇〇〇ドルから一万ドルにそれぞれ引き上げるとともに、最高税率も七〇%から五〇%に引き下げた。また、配偶者間の贈与については「配偶者控除 (marital deduction)」により無制限に控除することが可能となった。一九八七年の歳入削減法は最高税率を五五%に引き上

げるなど資産課税を強化したが、一九九七年の納税者救済法は一転して遺産税の軽減を図った。さらに、前述の二〇〇一年税制改革は、表1のように遺産税の控除額を二〇〇九年の三五〇万ドルまで徐々に引き上げながら、その間最高税率も四五%にまで引き下げて、二〇一〇年には遺産税とGSTTを完全に廃止することとしたのである（贈与税は一〇〇万ドルの控除額のまま存続）。

二、遺産税の概要

(1) 遺産税とは

死亡時の資産移転にかかる税は、現在、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどを除くほとんどの先進諸国で採用されており、おおよそ「遺産税」と「遺産取得税」の二つの形態に区別される。

「遺産税」は、相続人の数や遺産分割の仕方に関係なく、その純遺産額が一括して課税対象となる。この点から、税務行政上コストがあまりかからないという利点があるが、社会政策上、資産分散への誘因が働きにくいという問題もある。これに対し、「遺産取得税」は、相続人が受け取る資産ごとに課税されるため、累進課税や基礎控除を考慮すると、遺産税よりも税収が少なくなる。しかし、それは同時に、遺産の分割によって総税額を少なくできることを意味するので、遺産取得税は資産分配の平等化を促進すると考えられている。

アメリカの遺産税は文字通り前者であり、わが国の相続税はどちらかといえば後者に属する。アメリカ以外に遺産税を実施しているのは、先進国ではイギリスのみであり、他の多くの国は遺産取得税を採用している。

アメリカの遺産税をめぐって

表2 統一移転税率表（2001年）

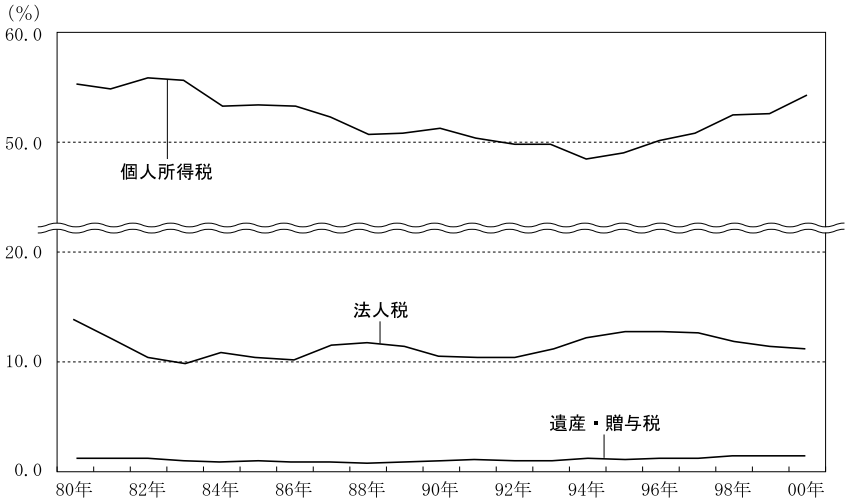
調整課税資産額	適用税率
\$ 675,000～	37%
\$ 750,000～	39%
\$ 1,000,000～	41%
\$ 1,250,000～	43%
\$ 1,500,000～	45%
\$ 2,000,000～	49%
\$ 2,500,000～	53%
\$ 3,000,000～	55%

(注) 調整課税資産額とは、総遺産（贈与）額から生涯控除を除いた各種控除項目を引いたものである。

前述のように、現行の連邦遺産税は、連邦贈与税と統合した「統一移転税制」の一環として存在している。二〇〇一年の税法によると、遺言執行人は被相続人の遺産総額が六七万五〇〇〇ドルを超える場合、その死亡から九ヶ月以内に連邦遺産税申告書を提出する義務を負う。遺産税の課税ベースは、被相続人の総資産に、生前に行った贈与で被贈与者一人につき一万ドルを超える部分（課税贈与額）を加えたものである。その際、配偶者への相続、慈善団体への寄付金、埋葬費用・執行費用等は全額控除される。そして、六七万五〇〇〇ドルを超える課税遺産額に対して、三七％から五五％の累進税率（表2）が適用され、ここで算出された税額から、すでに納税済みの贈与税額を控除することによって最終的な遺産税額が決定される。

なお、アメリカではすべての州政府が相続資産

図1 税収構成比の変遷



(出所) IRS, Summary of Internal Revenue Collections (<http://www.irs.gov>) より作成。

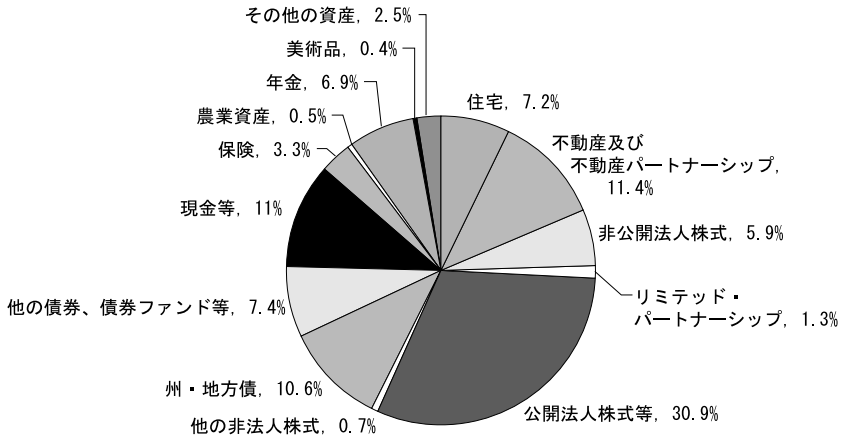
に対して何らかの税を課している。なかには遺産取得税の形態をとる相続税 (inheritance tax) を有している州もある。これは、州レベルでの遺産税や相続税については、連邦遺産税からの税額控除が認められていることから、連邦税から可能な税額控除額までは、州移転税を通じて、州民の負担を増やすことなく税収を確保できるからである。

(2) 遺産税・贈与税の実態

利用可能なデータと資料によれば、少なくともアメリカの遺産税はほとんどの国民にとって縁のない税であることがわかる。まず、税収調達の観点から、連邦移転税の地位はきわめて低い。二〇〇〇年で、連邦の遺産・贈与税収は三〇〇億ドルで、連邦税収総額のおよそ一・四%であり、この水準は最近二〇年間ほとんど変わっていない(図

アメリカの遺産税をめぐって

図2 申告遺産の構成（1998年）



（出所） Gale and Slemrod (2002), p.45より作成。

1)。これに対して、個人所得税収は一兆一四〇億ドル（総税収の五四％）、法人税収は二四〇億ドル（同一％）である。

また、遺産税負担は富裕世帯に集中しており、遺産税の納税義務が発生するのは全死亡件数の二％にも満たない。一九九七年で、遺産・贈与税収の半分が五〇〇万ドル超の遺産額からもたらされているが、それは全課税件数の五％程度であり、全死亡件数の〇・一％に過ぎない。

そうした事実から推測されるように、遺産税は個人所得税よりもいっそう累進的である。一九九七年で、上位五％の所得階層に位置する家計が遺産税の九一％を負担しているのに対して、所得税の負担割合は四九％である。上位二〇％の家計では、遺産税の九九％に対して、所得税の七七％を負担している。²⁾

申告された遺産の内訳（図2）を見ると、一九

九八年で、全体の一九％が住宅を含む不動産で、株式（非公開のものを除く）・債券・現金が六一％、小規模企業の持ち分（非公開法人、リミテッド・パートナーシップ、他の非法人など）が八％の構成比となっている。他方、農業資産（農業用不動産（二・六％）を除く）は全体の〇・五％に過ぎない。そして、納税者一人あたりの申告遺産額が大きくなるほど、株式（特に小規模企業持ち分）の構成比が高くなり、逆に不動産（特に住宅）の構成比は低くなる傾向にある。

三、遺産税をめぐる議論

このように、アメリカの遺産税は大多数の納税者にとって関係がなく、一部の富裕層によって支われているのが実態である。にもかかわらず、遺産税については、これまでその基本的あり方を

めぐって活発な論争が繰り広げられてきた。以下では、遺産税の課税根拠を含めて、この税に関する主要な論点を紹介しよう。

(1) 資産集中の排除

一般的に、遺産税など資産移転課税の最大の意義は、それによって過度の資産集中を排除し、国民の間での機会均等を実現することにあるとされる。つまり、次世代への資産の移転は、多額の財産を相続する者に比べ、そうでない者を非常に不利な立場に置くので、人生のスタートラインを平等にするために移転税によって資産の再分配を図る必要があるというものである。また、経済全体の活力を維持し、一国の経済成長を促進する観点からも、不当な富の集中は望ましくないと主張される。

これに対して、理論的な観点から資産移転税が

かえって資産分配の不平等を悪化する側面があることも指摘されている (Stiglitz (1978))。その理由は、遺産税や贈与税の存在によって、そもそも個人の貯蓄行動が抑制される可能性があること、また課税によって、それ自体富の分散化に寄与する資産移転が減少してしまう可能性があるからである。

そうなると、現実の遺産税の再分配効果がどの程度であったかが気になるが、残念ながら、これまでそうした効果を推定した直接的な実証分析はほとんど存在しない。分析に必要なデータが十分でないこともあるが、やはり資産分配に影響を及ぼす他の膨大な要因の中から課税の効果のみを抽出することがきわめて難しいからである。

一方、税制の効果は抜きにして、アメリカではこの四半世紀の間に富の分配が不平等になったという実証は見られる。例えば、Wolf (2002) に

よれば、一九二九年の株式市場の大暴落以降、アメリカの資産分配は平等化のトレンドを辿っていたが、一転して一九八〇年から現在にかけては明らかに資産集中の度合いを強めている (一九七〇年代半ばに家計全体の二二%の資産が上位一%の最高所得階層によって所有されていたのが、一九八八年では全体の三八%が同じ割合の富裕層によって所有されるようになった) という。

このように、資産移転税にはまず富の集中の排除という社会政策的機能が期待されるものの、一方で現実の資産分配の不平等化傾向に対して、アメリカの遺産税がどのような影響を与えたかについてはほとんどわかっていないのである。

(2) 公平性

資産移転税は、同じストック課税である資産保有税 (純資産税) とともに、税制全体の垂直的公

平を高めると考えられる。アメリカの遺産税についても、ごく一部の富裕な納税者にしか課税が及ばない事実から見て、累進課税の強化にいくらか貢献しているはずである。

遺産税に垂直的公平の改善という役割が求められるのは、効果的な累進課税を所得税のみによって実現することが困難だからである。それにはいくつかの要因があげられるが、最大のものは、総合所得課税におけるキャピタル・ゲインの優遇である。

包括的所得税の原則に従えば、資産の値上がり益であるキャピタル・ゲインについても、その発生段階で他の所得と合算して総合課税しなければならぬ。しかし、現実には様々な理由からキャピタル・ゲインは実現段階でしか課税されず、そのうえ税率も他の所得よりも低く設定されている。さらに、より重要なのは、死亡時まで保有し

続けた資産に発生したキャピタル・ゲインには所得税が一切かからないことである（受贈者にとつては、相続資産の基準価格（basis）が、被相続人が当該資産を取得した時の価額ではなく、その人が死亡した時の市場価額となるので、この措置は step-up in basis と呼ばれる）。

キャピタル・ゲインが富裕階層に集中的にもたらされることはよく知られているが、最近の研究は、多額の資産を遺す者ほど、その遺産額に占める発生キャピタル・ゲインの割合が高い傾向を見出している。Poterba and Weisbenner (2002)によると、五〇万ドル超の遺産の場合は、その三七％が未実現のキャピタル・ゲインであるのに対して、一〇〇〇万ドル超の遺産の場合には、その割合は五六％に上昇するという。そこで、こうした状況下での遺産税の役割として、所得税の網から外れたキャピタル・ゲインを捕捉し、税制の累

進度を高めることが期待されるわけである（こうした未実現キャピタル・ゲイン課税と遺産税の代替関係にも問題が残るが、この点については後述）。

また、遺産税は水平的公平の改善にも資する。再び包括的所得税の規範に立ち返れば、無償の資産移転も個人の経済力を増大させる以上、遺産も相続人の所得に含めなければならない。一〇万ドルの勤労所得を得た者と相続で一〇万ドルを得た者を同一に扱うためである。ところが、もちろん実際に受けた遺産には所得税が課されない。したがって、この点からも、資産移転税には所得税の補完としての機能が求められるのである。

しかしながら、実証的にこれまで遺産税と税制の累進度との関連性もほとんど明らかになっていない。ただ言えることは、遺産税の最高税率が非常に高いにもかかわらず、その税収がきわめて低

水準なことだけである。加えて、多くの納税者が巧妙なタックス・プランニングを駆使して、遺産税・贈与税を免れていることも指摘される。これらの点を考慮すれば、遺産・贈与という形態を通じた現実の資産移転のほとんどが課税されておらず、その意味で、アメリカの資産移転税に託された所得税の補完的機能は著しく弱められていると言わざるをえない。

(3) インセンティブ効果

所得税とともに、遺産税の富裕者に対する高い限界税率が貯蓄（さらには労働供給）に深刻な悪影響をもたらしていると言われる。確かに従来の所得税の最高税率であつた三九・六％に、遺産税の最高税率である五五％が組み合わされると、それは子供に資産を残す目的で稼ぐ追加的な所得に七三％もの高率のペナルティがかかることを意味す

る。

遺産税が貯蓄におよぼす影響を検討するには、そもそもなぜ人々は資産を遺すのかを考える必要がある。例えば、ある人にとって、自らの死とそれにともなう遺贈が全くの予期せぬ出来事であったならば、遺産税はそうした人々の効用を減少させることはない。もちろん課税によって遺産額が減少するとしても、それは本人が死亡した後のことだからである。したがって、この場合、遺産税は遺贈者の貯蓄行動に何ら不利な影響を与えないはずである。

一方、遺贈者が遺産を老後になってから子供たちに面倒を見てもらうことの代償であると思われているケースではどうか。このとき遺産税は、例えば介護サービスの購入価格にかかる消費税に等しくなる。したがって、その貯蓄に与える効果は、親のサービス購入の価格弾力性に依存する。

子供の親への愛情や気遣いに勝るものがないとすれば、親の価格弾力性はきわめて低いことになる。そうなると、この場合も遺産税の貯蓄や労働供給に対する阻害効果は小さく、効率性の観点から税率も高めに設定してよいことになる。

もちろん個々の遺贈という行為を生じさせる背景はそれほど単純ではなく、様々な動機が複雑に関わっているのが現実である。そのため、それらの要因を制御しつつ、現実の遺産税が資産保有者の貯蓄や労働にどのような影響を与えているのかを見極めるのは非常に困難な作業となる。

とはいえ、いずれにせよ、遺産税が引き起こすインセンティブ効果は、少なくとも所得税の場合に比べれば小さいと言ってよいだろう。というのも、所得税の影響は、個人の努力を反映する所得の獲得段階で即座に認識されるのに対して、遺産税は長年にわたる努力や勤労によって蓄積された

資産が死後に移転される段階で初めてかかるので、課税がそれら資産の源泉に与える影響ははるかに弱いと考えられるからである。

(4) 家族企業の継承問題

アメリカの事業資産の多くが次世代に継承されないのは遺産税のせいだと主張される。今回の遺産税廃止を主導した最も現実的な理由も、この家族企業や農家の事業継承問題であった。

実際、遺産税が家族企業の経営に悪影響を及ぼしているという実証研究はいくつか存在している。例えば、Holtz-Eakin (1999) は、ニューヨーク州の四〇〇〇の同族企業をサンプルにした回帰分析から、仮に事業主が死亡したとして、遺産税の課税対象となる企業は、そうでない企業に比べて事業規模を縮小する傾向にあったと結論している。また、家族経営者に対するアンケート調査

から、多くの場合、遺産税が多少なりとも事業経営の存続を困難にしているという報告も出されている (Astrachan and Tutterow (1996))。

これに対して、Gale and Slemrod (2002) は、以下の三つの観点から、遺産税の事業経営に対する影響を問題にする正当な理由はほとんどないと主張している。³⁾ 第1に、現行の遺産税制の下で、農家や同族企業がすでにいくつもの特別措置を享受していることである。まず事業用不動産の課税額の評価に際して、市場価格よりも通常低い現行使用価値 (current use-value; 用途に応じてもたらされる所得を資本化したもの) を用いることが許されている。また、一九九七年には、相続人が事業遺産額の五〇%以上の部分に実質的に関与していたとされる場合に認められる新たな特別控除 (六七万五〇〇〇ドル) が導入されている。

さらに、家族経営者にかかる遺産税額は一四年に

わたる分割払いが認められており、しかもその際、最初の四年間しか延納利子（市場利子率よりも低い）が課されない。この措置は、実際、事業者のキャッシュ・フロー問題を軽減するだけでなく、遺産税額の現在価値をも大幅に低下させるものである。

第二に、小規模企業価値のほとんどの割合が未実現のキャピタル・ゲインによって構成されていることである。最近の推計によると、一九九八年で能動的事業と農家の保有資産価値の約八割が未実現キャピタル・ゲインによって説明されるとしている。そのため、これらの所得が所得税によって一切捕捉されない以上、遺産税が果たすべき役割は重要であるというのである。

第三に、水平的公平に関するもので、同じ遺産額を継承する二つの家族の間で、一方が単に資産を事業資産の形態で所有していたという理由だけ

で税額が少なくて済むというのは公平と言えるのかという疑問である。そして、その答えとして、一般に事業資産の分散の度合が限られており、流動性に乏しい点が指摘されるが、たとえそうした問題があつたとしても、農家や同族企業を対象とする現行の数々の特別措置が十分対応しているとしている。

このような議論を見る限り、確かに農家や小規模企業の事業継承問題は、遺産税の設計にあつて考慮すべき一つの要素であることは間違いないが、この問題がそのまま遺産税を廃止するまでの合理的な理由にはならないように思われる。図1で見たように、そもそも課税遺産額のなかで、農業資産の割合は三%、小規模企業の持ち分でも八%を占めるに過ぎないのである。また、たとえ遺産税によって事業継承が困難になるとしても、家族経営企業に過度の優遇措置を与えることはか

えって効率的な資源配分を妨げる可能性⁴⁾があることにも留意すべきであろう。

(5) 慈善寄付

事業継承の問題とは逆に、遺産税を支持する根拠として、統一移転税制に組み込まれた慈善寄付控除 (charitable contribution deduction) の効果に注目する議論がある。すなわち、死後の慈善団体への寄付金は、遺産税の課税ベースから無制限に控除できるため、そのことが教会、寺院、政府、医療機関といった非営利組織への献金を著しく増加させているというものである。

実証的にもほとんどの研究がこうした慈善寄付控除の望ましい効果を見出している。最近では Joulfaian (2000) が、一九九二年に死亡した人々の納税申告書を利用して、遺産税の廃止が慈善的遺贈を二二%減少させると推定している。そ

れは、一九九七年に遺産税がなかったと仮定した場合、その年、慈善団体の受ける寄付額がおよそ一七億ドル減っていたことを意味している。

しかし、慈善団体に生じる実際の口入は、慈善的な遺贈額の減少に止まらない。なぜなら、多額の資産を遺す可能性のある者は、所得税と遺産税の双方を節約する目的で、生前に慈善的遺贈を行う傾向にあるからである。その一つの方法として、アメリカでは「慈善残余信託 (charitable remainder trust)」がさかんに利用されていると言われる。

ある人が慈善残余信託を設定すれば、その後生涯にわたって所得が支払われるが、その人が死亡した段階で、信託残余額のすべてが慈善団体に寄付されることになっている。そして、この人は、信託設定時に、その時点での平均余命に基づいて計算された、死後の慈善団体への予定寄付額だけ

所得税の所得控除を受けることができる。さらに、この信託に移転された資産額は、死亡時の課税遺産額に含まれないので、将来の遺産税をも免れることが可能となる。したがって、この形態の信託を通じた正確な寄付額の大きさも、IRSの統計からは知ることができないのである。

ただし、注意すべきは、このようにして、仮に遺産税の存在によって慈善団体への寄付行為が促進されているとすれば、それは、実際にそうした慈善寄付控除や信託を通じた課税逃れが多く行われていることの裏返しでもあることである。この点は、遺産税の収入とその本来的役割を低下させる一つの要因となるが、同時に、前述の遺産税がもたらすマイナスのインセンティブ効果があまり重要でないことをも示唆している。

四、遺産税の廃止に関連して

以上のような議論を反映して、これまでも遺産税に関しては様々な改革プランが提案されてきたが、その代表的なものとして、①生涯控除額の引き上げ、②遺産取得税方式への転換、③所得税との統合、④完全な撤廃、⑤キャピタル・ゲイン課税の強化をとまなう撤廃、などがあげられる。

このうち、①については、前述のように、現実の税制改革の中で、とりわけ一九八〇年代以降頻繁に実施されてきた。その際、家族経営企業の負担軽減が主要な根拠となっている。②と③については、いずれも遺産の受贈者段階での課税を指すもので、課税の公平確保を最優先する立場と言える。④は税制の簡素化を重視した立場であるが、代替税源の裏づけがない点で弱い。そこで、

現実の廃止案として検討されることが多いのが⑤である。

ここでいうキャピタル・ゲイン課税の強化とは、前述の *step-up in basis* を廃止することを意味している。すなわち、生前に発生したキャピタル・ゲインを死亡時に実現したと見なして課税する（死亡時のみなし実現課税）か、あるいは、故人が生前に資産を購入した時の取得価格をそのまま相続人が引き継ぎ、その人が資産を売却した時点で、被相続人に発生したキャピタル・ゲインを含めて課税する（*carry-over basis* と呼ばれ、我が国ではこの制度が採られている）ことである。今回のブッシュ改革で決定されたのは、遺産税に代えて、後者のキャピタル・ゲイン課税の *carry-over basis* を導入するということである。

遺産税の廃止にもなつて、被相続人の生前に発生したキャピタル・ゲインを所得課税の対象と

するのは、先に見たように、課税遺産額の相当な部分が *step-up in basis* の措置によつて所得税を免れていると推測されるからである。つまり、所得税をより完全な形に近づけることにより、未実現キャピタル・ゲインを捕捉して、遺産税の必要性をなくするという考えに他ならない。しかしながら、このような形の代替的な税制変更には問題が大きい。

第一に、最も重要な点として、そもそも未実現キャピタル・ゲインの課税と相続時の課税は、代置されるべきものではないことである。仮に、これまでのように未実現キャピタル・ゲインが非課税で、その所得に対して遺産税だけが課されるとすれば、経常所得によつて資産を蓄積した者と資産価値の増加によつて貯蓄した者との水平的公平を達成することができないからである。⁵⁾ 例えば、預金や債券などを保有し、死ぬまでもつぱら利子

によって貯蓄する者は所得税と遺産税の両方を支払うのに対して、株式など価値の増加する資産を保有する者は、前者と同様な経済力を増加させているにもかかわらず、遺産税しか支払わないことになる。

とはいえ、遺産税を廃止する一方で、未実現キャピタル・ゲインに課税すれば、少なくともそのような二人の間での水平的公平は達成されると思われるかもしれない。その場合、両者とも同額の資産の増加に対して所得税だけが課されるからである（キャピタル・ゲインと他の所得に対する税率が異なるという問題は別にして）。しかしながら、その際の公平の実現は、あくまで資産を次世代に遺す者の間でのことであり、前述のように、遺産を受ける者と他の所得を得る者との水平的公平をも考慮すれば、遺産そのものを所得税の課税ベースに含めることができない以上、未実現

キャピタル・ゲインに対する税と相続時の税を併課すべきことは、包括的所得税の論理からすれば当然の帰結である。

第二に、執行上の問題で、キャピタル・ゲイン課税における carry-over basis への移行が非常に厄介なことである。今回の carry-over basis の導入に際しては、制度変更前で生涯控除額に満たず、遺産税の対象とならなかった比較的少額の資産に対する課税を免除するために、最高一三〇万ドルの基礎控除（被相続人から引き継いだ取得価格をこの額だけ引き上げることが可能）と、配偶者への相続の場合に追加的に三〇〇万ドルの控除が認められることになっている。しかし、この制度を機能させるには、故人が遺したそれぞれの資産の取得価格を世代を遡って突き止めなければならず、加えて基礎控除額を相続人が受け継いだ資産ごとに割り当てる必要も生じる。こうした作

業は、遺産執行人や相続人にとって煩雑であり、税務当局にとつても多大な負担になると予想される。実際、一九七六年の税制改革で控除付きの carry-over basis の導入が議会で可決されたにもかかわらず、その施行前に撤回されたことがあるが、それも同様な執行上の理由によるものであった。

第三に、carry-over basis の導入によつては、遺産税の撤廃による減収を到底賄うことができないことである。CBO (2000) の分析によれば、上記のような基礎控除を認めない carry-over basis へ移行した場合ですら、現行の遺産税収の一二%しか見込めないという。このことは、さらに控除の存在を考慮すれば、これまで遺産税の対象とされた相続資産の大部分が今回導入される carry-over basis 制度のもとで免税となることを意味している。

第四に、連邦遺産税の廃止が州政府に多額の税収口スを発生させることである。前述のように、アメリカではすべての州が、連邦遺産税から認められる税額控除を活用して、何らかの移転税を採用している。一般的な州遺産税は、連邦の税額控除制度に連動して実施されているので、連邦遺産税が廃止されると自動的に州遺産税も廃止されることになる。このため州政府にとっては重要な税収源が失われることになり、これに対処すべく州独自の相続税の創設も模索されているが、新法の成立は政治的に難しいと見られている。⁶⁾

まとめ

アメリカの遺産税に限らず、相続時の資産課税のあり方は、①効率と公平のトレードオフ、②執行・納税面でのコスト、③財政収入の充分性、と

いった経済的観点のみならず、「公正な社会」や「相続」、「家族」、「死」というものについて人々がどう考えるかといった社会的要素によっても左右される難しい問題である。もちろんこれまで の考察は、もっぱら前者の視点からのものでしかないが、その限りにおいては、今回の税制改革で決定された遺産税の廃止に対して、あまり明快な論拠を見出すことができなかった。

第一に、遺産税が資産分配の改善に貢献するかどうかはなお判断としないものの、この税を負担しているのがごく一部の最富裕層であることから、課税逃れの可能性を考慮しても、税制の累進性を多少なりとも高めていると考えられる。こうした累進課税の役割は、アメリカにおける最近の資産格差拡大の傾向によりいっそう重要になっている。第二に、遺産税がもたらすマイナスのインセンティブ効果はそれほど重大であるとは見受け

られなかった。租税回避の可能性は、逆にそうした遺産税の貯蓄や労働に対する悪影響がさらに弱められていることを示唆している。第三に、同族企業の事業継承にもたらす悪影響についても、遺産税廃止という大きな代償を払わずとも、この税制の枠内で、ある程度解決しうる問題と思われる。最後に、遺産税の廃止にもなつて導入される、キャピタル・ゲイン税の carry-over basis 制度は、理論上も税収上の観点からも遺産税の代用にはなりにくい。

確かにアメリカの遺産税・贈与税が、現在、事業継承問題や課税逃れなどいくつもの無視できない問題を抱えていることは事実である。しかし、それでも、この連邦レベルで唯一のストック課税になお機会均等や公平確保などの潜在的利点が残されているとすれば、解決の方向は、遺産税の廃止というよりも、むしろ現行の連邦移転税制を如

何にして実効あるものに整備し直していくかという点にこそ求められるように思われるのである。

(注)

- (1) "House Passes Bill to Make Bush's Tax Cut Permanent", *New York Times*, April 19, 2002. 参参参。
- (2) Gale and Slemrod (2000), p.2.
- (3) Gale and Slemrod (2002), pp.48-49.
- (4) その具体的な意味は以下の三項である。第一に、それらの優遇措置によって、企業が自らの事業形態を選択する際の意思決定に歪みをもたらされる。第二に、税制上優遇されていることにより、企業経営にあまり能力のない人々に資産が保有し続けられることは、資産の最適利用の観点から望ましくない。むしろ、他人への資産売却が促されることとが資源配分の効率化につながる。第三に、優遇措置によって需要が増大し資産価格が高まれば、事業経営に才能と意欲をもつハンチャ―企業家による事業算入の機会が奪われる可能性がある。
- (5) 藤原(1999), 238-239頁を参参。
- (6) 現在、五〇州中三五州が、連邦遺産税に対する税額控除を限度とする州移転税を実施している。残りの一五州は独自の移転税を採用しており、その一部が連邦税額控除の対象となっている。もともと遺産に対しては州に課税優先権

があったことから、連邦遺産税の創設にあたっては、そのような課税権が侵害されないように州政府と連邦政府とが協議した未、現行の税額控除制度を活用した二段階の移転税制が誕生することになった。そうした経緯に照らして、今回の連邦遺産税の廃止は、歴史的に形成された両政府間における一種の協定が連邦により一方的に破棄されることを危惧しつつも (Lav and Friedman (2002), pp.15-16を参参)。

<参参文献>

- Astrachan, J.H. and R. Tutterow (1996) "The Effect of Estate Taxes on Family Business: Survey Results" *Family Business Review*9, pp.303-314.
- Congressional Budget Office (2000) *Budget Options*.
- Gale, W.G., and J. Slemrod (2000) "Resurrecting the Estate Tax" *Brookings Policy Brief* No.62, pp.1-8.
- Gale, W.G., and J. Slemrod (2002) "Overview", in Gale, Hines, and Slemrod ed. (2002), pp.1-64.
- Gale, W.G., J.R. Hines Jr., and J. Slemrod ed. (2002) *Rethinking Estate and Gift Taxation*. Brookings.
- Holtz-Eakin, D. (1999) "The Death Tax: Investments, Employment, and Entrepreneurs", *Tax Notes* 84, August 2, pp.782-792.

- IRS (2002) *Introduction to Estate and Gift Taxes*, Publication950.
- Joulfaian,D. (2000) "Estate Taxes and Charitable Bequests by Wealthy", *NBER Working Paper Series* 7663.
- Lav I.J. and J. Friedman (2002) "Estate Tax Repeal: A Costly Windfall for the Wealthiest American", Federal Tax Policy Report, Center on Budget and Policy Priorities, pp.1-19.
- Poterba, J.M. and S. Weisbenner (2002) "The Distributional Burden of Taxing Estates and Unrealized Capital Gains at Death", in Gale,Hines, and Slemrod ed. (2002), pp.422-456.
- Stiglitz,J.E. (1978) "Notes on Estate Taxes, Redistribution, and the Concept of Balanced Growth Path Incidence". *Journal of Political Economy*, vol.86, pp.137-150.
- WOLFEN,N. (2002) *Top Heavy*. The New Press.
- 篠原正博 (一九九九) 『不動産税制の国際比較分析』清文社。

(SOCIETY OF TAXATION RESEARCHERS)